



鳥取県公報

平成13年7月6日(金)
号外第73号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例(39)(循環型社会推進課).....	6
	鳥取県被災者住宅再建支援条例(40)(住宅環境課).....	9
	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する 条例(41)(税務課).....	11
	鳥取県税条例の一部を改正する条例(42)().....	14
	鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(43) (観光課).....	17
	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の一部を改正する条例(44)(環境政策課).....	23
	中海地区新産業都市建設協議会特別会計条例を廃止する条例(45)(企画振興課).....	25

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、廃自動車等が屋外において乱雑に集積されていることにより生活環境の保全上支障が生じていることにかんがみ、廃自動車等の保管に関する規制その他必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とすることとした。

2 定義(第2条関係)

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

- (1) 廃自動車等 用途を廃止した自動車及び使用済みの自動車用タイヤ
- (2) 特定保管 廃自動車等の、自動車にあっては20本、自動車用タイヤにあっては100本を超える屋外における集積保管
- (3) 特定保管者 特定保管をする者
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物
- (5) 有価物 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができる物

3 保管者の責務(第3条関係)

- (1) 廃自動車等を屋外で集積して保管する者((2)において「保管者」という。)は、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管するよう努めなければならないこととした。
- (2) 保管者は、廃自動車等(廃棄物であるものを除く。)の保管に当たっては、9の保管基準に適合するよう努めなければならないこととした。

4 県民の責務(第4条関係)

県民は、廃自動車等の不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事実を発見したときは、速やかに県又は関係市町村に通報しなければならないこととした。

5 土地所有者等の責務(第5条関係)

- (1) 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃自動車等の不適正な保管が行

われないう、適正な土地の管理に努めなければならないこととした。

- (2) 土地所有者等は、6(2)により県が講ずる措置及び7により市町村が講ずる対策に協力するよう努めなければならないこととした。

6 県の責務(第6条関係)

- (1) 県は、廃自動車等の適正な保管を促進するため、県民、市町村及び関係機関と一体となって適切な対策を講ずるものとする事とした。

- (2) 県は、廃自動車等の不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該廃自動車等の保管状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする事とした。

7 市町村の責務(第7条関係)

市町村は、地域住民及び県との密接な連携により、地域の実情に応じて廃自動車等の適正な保管に関し必要な対策を講ずるよう努めるとともに、6(2)により県が講ずる措置に協力するものとする事とした。

8 特定保管の届出(第8条関係)

- (1) 特定保管をしようとする者は、あらかじめ、廃自動車等の保管の数量、方法、廃棄物又は有価物の別、有価物である場合の利用目的等を知事に届け出なければならないこととした。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者(同法により許可を受けずに使用済みタイヤの処理を業として行う者を含む。)が、当該業として行う当該廃自動車等の処理に関連して行う特定保管については、この限りでないこととした。

- (2) (1)の届出に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならないこととした。ただし、10の指導等に従うことにより生ずる変更等をしようとするときは、この限りでないこととした。

9 保管基準(第9条関係)

特定保管者は、廃自動車等(廃棄物であるものを除く。)の保管に当たっては、保管の場所、方法等に関する保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならないこととした。

10 指導、勧告及び命令(第10条、第11条関係)

知事は、生活環境の保全上必要があると認めるときは、9の保管基準に適合しない特定保管者に対し、基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導することができることとした。

- 11(1) 知事は、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、10の指導に従わない特定保管者に対し、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告することができることとした。

- (2) (1)による勧告を受けた特定保管者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、知事は、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとした。

12 市町村条例との関係(第12条関係)

この条例の規定は、市町村が廃自動車等の保管に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないこととした。

13 規則への委任(第13条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

14 罰則(第14条、第15条関係)

- (1) 11(2)による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処することとした。

- (2) 8(1)又は(2)による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処することとした。

- (3) 法人の代表者又は法人の従業者等が(1)(2)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対して、(1)(2)の罰金刑を科することとした。

15 施行期日等

- (1) この条例は、平成13年10月1日から施行することとした。ただし、14は、平成14年4月1日から施

行することとした。

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

16 検討

知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。

鳥取県被災者住宅再建支援条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域(以下「被災地域」という。)において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者住宅再建支援事業費補助金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする事とした。

2 定義(第2条関係)

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる事とした。

(1) 被災者住宅再建支援事業 市町村の条例で定めるところにより、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、同表の右欄に掲げる交付定額(以下「交付定額」という。)以上の被災者住宅再建支援金(以下「支援金」という。)を交付する事業をいう。

(2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもののその他地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市町村(10(1))による参加の申込みをした市町村(10(4))による脱退の届出をした市町村を除く。)をいう。以下同じ。)に協議して指定したものをいう。

3 補助金の交付(第3条関係)

県は、1の目的を達成するため、被災者住宅再建支援事業を行う参加市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することとした。

4 補助金の額(第4条関係)

補助金の額は、支援金の交付定額に交付を受けた者の数を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額以下とすることとした。

5 基金の設置(第5条関係)

地方自治法の規定に基づき、補助金の交付に要する経費に充てるため、鳥取県被災者住宅再建支援基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

6 基金の積立て(第6条関係)

(1) 基金として積み立てる額は、県及び参加市町村が毎年度拠出する額の合計額とすることとした。

(2) 参加市町村が毎年度拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が毎年度拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とすることとした。

(3) 基金として積み立てる額の合計額は、50億円を目途とすることとした。

7 基金の管理(第7条関係)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

8 基金の運用益金の処理(第8条関係)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする事とした。

9 基金の処分(第9条関係)

(1) 基金は、補助金の交付に必要な経費に充てる場合又は10(5)により返還する場合に限りこれを処分

することができることとした。

- (2)(1)により補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とすることとした。

10 参加の申込み等(第10条関係)

- (1) この条例で定める制度(以下「被災者住宅再建支援制度」という。)に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならないこととした。

- (2) 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、6(2)による県又は当該参加市町村が拠出すべき額を基金に拠出しなければならないこととした。

- (3) この条例の施行の日の属する年度(以下「当初年度」という。)に(1)の申込み(以下「参加申込み」という。)をしなかった市町村がその後の年度に参加申込みをした場合において、当該参加申込みをした年度の翌年度に当該市町村が拠出すべき額は、6(2)にかかわらず、当初年度から参加した参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とすることとした。

- (4) 被災者住宅再建支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならないこととした。

- (5)(4)の届出をした市町村には、当該市町村が拠出した額の範囲内において参加市町村に協議して知事が定める額を基金から返還するものとする事とした。

- (6) 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定めることとした。

11 委任(第11条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

12 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。

- (2) 当初年度に市町村が参加申込みをしようとする場合の期限及び当初年度に県及び参加市町村が基金に拠出する期限については、10(1)及び(2)にかかわらず、知事が別に定めることとした。

別表(2関係)

被災者住宅再建事業	交付対象者	交 付 定 額
(1) 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(全壊住宅等の所在した市町村の区域内におけるものに限る。)	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約(所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあつては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
(2) 全壊住宅等の改築又は増築(全壊住宅等(当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。)の延べ面積の5割以上に相当する部分を建て替える場合に限る。)	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等の改築又は増築(発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)

		る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
(3) 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅(以下「破損住宅等」という。)の補修のうち知事が参加市町村に協議して別に定めるもの	破損住宅等の所有者等	破損住宅等の補修(発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費(破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。)のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額(当該経費が50万円以下である場合にあっては、当該経費に10分の10を乗じて得た額)
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業	知事が参加市町村に協議して別に定める者	知事が参加市町村に協議して別に定める額

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 新産業都市の区域内で工業生産設備を新增設した場合における不動産取得税の不均一課税を廃止することとした。(第5条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 1 特定非営利活動法人について、次の課税の特例措置を講ずることとした。(第76条の2、第171条関係)
 - (1) 設立の日から6月以内に無償で譲り受けた特定非営利活動に係る事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税免除
 - (2) 設立の日から6月以内に無償で譲り受けた特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車に係る自動車取得税の課税免除
- 2 社会福祉法人及び特定非営利活動法人がデイサービス事業及び短期入所事業の用に供する自動車に係る自動車税及び自動車取得税の課税免除の措置を講ずることとした。(第137条、第171条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 鳥取県立夢みなとタワー、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館及び鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする事とした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成13年7月10日から施行することとした。
 - (2) 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の一部を改正する条例

- 1 鳥取県環境審議会の事務に次に掲げる事務を加えることとした。(第27条関係)
 - (1) 自然環境保全法に規定する事項の調査審議
 - (2) 条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 鳥取県環境審議会の委員の数を30人以内(現行 22人以内)に改めることとした。(第28条関係)
- 3 関係行政機関の職員の中から任命される鳥取県環境審議会の委員に国の地方機関の長等を含まなければならない旨の規定を削除することとした。(第28条関係)
- 4 増員により任命された委員の任期を現任者の残任期間とすることとした。(第29条関係)
- 5 鳥取県環境審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができるものとする事とした。(第33条関係)
- 6 施行期日等
 - (1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。
 - (2) 鳥取県自然環境保全審議会条例を廃止することとした。
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。
 - (4) 次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - ア 鳥取県立自然公園条例
 - イ 鳥取県自然環境保全条例

条 例

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例をここに公布する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第39号

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃自動車等が屋外において乱雑に集積されていることにより生活環境の保全上支障が生じていることにかんがみ、廃自動車等の保管に関する規制その他必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃自動車等 用途を廃止した自動車及び使用済みの自動車用タイヤをいう。
- (2) 特定保管 廃自動車等の、自動車にあっては20台、自動車用タイヤにあっては100本を超える屋外での集積保管をいう。
- (3) 特定保管者 特定保管をする者をいう。
- (4) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 有価物 物であって、その占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものをいう。

(保管者の責務)

第3条 廃自動車等を屋外で集積して保管する者(次項において「保管者」という。)は、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管するよう努めなければならない。

2 保管者は、廃自動車等(廃棄物であるものを除く。)の保管に当たっては、第9条の保管基準に適合するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、廃自動車等の不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事実を発見したときは、速やかに県又は関係市町村に通報しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 県内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(次項において「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地において廃自動車等の不適正な保管が行われないう、適正な土地の管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、次条第2項の規定により県が講ずる措置及び第7条の規定により市町村が講ずる対策に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、廃自動車等の適正な保管を促進するため、県民、市町村及び関係機関と一体となって適切な対策を講ずるものとする。

2 県は、廃自動車等の不適正な保管により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該廃自動車等の保管状況を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第7条 市町村は、地域住民及び県との密接な連携により、地域の实情に応じて廃自動車等の適正な保管に関し必要な対策を講ずるよう努めるとともに、前条第2項の規定により県が講ずる措置に協力するものとする。

(特定保管の届出)

第8条 特定保管をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第4項又は第14条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けて廃自動車等の処理を業として行う者(同法第7条第1項ただし書若しくは第4項ただし書又は第14条第1項ただし書若しくは第4項ただし書の規定により許可を受けないで使用済みの自動車用タイヤの処理を業として行う者を含む。)が、当該業として行う当該廃自動車等の処理に関連して行う特定保管については、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 廃自動車等の保管の場所、数量、期間及び方法

(3) 廃自動車等についての廃棄物又は有価物の別

(4) 廃自動車等が有価物である場合にあっては、その利用目的

(5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第10条の規定による指導、第11条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更しようとするときは、この限りでない。

(保管基準)

第9条 特定保管者は、廃自動車等(廃棄物であるものを除く。)の保管に当たっては、次に掲げる保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

ア 周囲に囲いが設けられていること。

イ 規則で定めるところにより、見やすい場所に廃自動車等の保管場所である旨その他必要な事項を表示し

た掲示板が設けられていること。

(2) 保管の場所から廃自動車等の破片、油等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 廃自動車等の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

イ 積み上げられた廃自動車等の高さが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の6に規定する高さを超えないようにすること。

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 保管の数量及び期間が、当該廃自動車等の利用目的を達するために必要であると認められる数量及び期間を超えないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める廃自動車等の適正な保管を図るための基準

(特定保管についての指導等)

第10条 知事は、生活環境の保全上必要があると認めるときは、前条の保管基準に適合していない特定保管者に対し、規則で定めるところにより、同条の保管基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

第11条 知事は、生活環境の保全上特に必要があると認めるときは、前条の規定による指導に従わない特定保管者に対し、規則で定めるところにより、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた特定保管者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、知事は、その者に対し、規則で定めるところにより、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(市町村条例との関係)

第12条 この条例の規定は、市町村が廃自動車等の保管に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第11条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第14条及び第15条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に着手している特定保管に係る第8条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成13年11月30日までに」とする。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県被災者住宅再建支援条例をここに公布する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第40号

鳥取県被災者住宅再建支援条例

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域(以下「被災地域」という。)において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者住宅再建支援事業費補助金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者住宅再建支援事業 市町村の条例で定めるところにより、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、同表の右欄に掲げる交付定額(以下「交付定額」という。)以上の被災者住宅再建支援金(以下「支援金」という。)を交付する事業をいう。
- (2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもその他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市町村(第10条第1項の規定による参加の申込みをした市町村(同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。))をいう。以下同じ。)に協議して指定したものをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、被災者住宅再建支援事業を行う参加市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、支援金の交付定額に交付を受けた者の数を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

(基金の設置)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、補助金の交付に要する経費に充てるため、鳥取県被災者住宅再建支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第6条 基金として積み立てる額は、県及び参加市町村が毎年度拠出する額の合計額とする。

- 2 参加市町村が毎年度拠出すべき額は、参加市町村に協議して知事が別に定めるものとし、県が毎年度拠出すべき額は、参加市町村が拠出する額の合計額に相当する額とする。
- 3 基金として積み立てる額の合計額は、50億円を目途とする。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、補助金の交付に必要な経費に充てる場合又は次条第5項の規定により返還する場合に限りこれを処分することができる。

2 前項の規定により補助金の交付に必要な経費に充てる場合において処分することができる額は、補助金の額に9分の8を乗じて得た額以下とする。

(参加の申込み等)

第10条 この条例で定める制度(以下「被災者住宅再建支援制度」という。)に参加しようとする市町村は、参加する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める参加申込書を知事に提出しなければならない。

2 県及び参加市町村は、毎年5月31日までに、第6条第2項の規定による県又は当該参加市町村が拠出すべき額を基金に拠出しなければならない。

3 この条例の施行の日の属する年度(以下「当初年度」という。)に第1項の申込み(以下「参加申込み」という。)をしなかった市町村がその後の年度に参加申込みをした場合において、当該参加申込みをした年度の翌年度に当該市町村が拠出すべき額は、第6条第2項の規定にかかわらず、当初年度から参加した参加市町村との均衡を考慮して、参加市町村に協議して知事が定める額とする。

4 被災者住宅再建支援制度から脱退しようとする参加市町村は、脱退する年度の前年度の末日までに、知事が別に定める脱退届出書を知事に提出しなければならない。

5 前項の届出をした市町村には、当該市町村が拠出した額の範囲内において参加市町村に協議して知事が定める額を基金から返還するものとする。

6 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における被災者住宅再建支援制度上の地位の承継、基金に拠出すべき額の特例その他必要な事項は、参加市町村に協議して知事が別に定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(当初年度における特例)

2 当初年度に市町村が参加申込みをしようとする場合の期限及び当初年度に県及び参加市町村が基金に拠出する期限については、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

別表(第2条関係)

被災者住宅再建事業	交付対象者	交付定額
(1) 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(全壊住宅等の所在した市町村の区域内におけるものに限る。)	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約(所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあつては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
(2) 全壊住宅等の改築又は増築(全壊住宅等(当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。)の延	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等の改築又は増築(発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生

べ面積の5割以上に相当する部分を建て替える場合に限る。)		日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
(3) 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅(以下「破損住宅等」という。)の補修のうち知事が参加市町村に協議して別に定めるもの	破損住宅等の所有者等	破損住宅等の補修(発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費(破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。)のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額(当該経費が50万円以下である場合にあっては、当該経費に10分の10を乗じて得た額)
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業	知事が参加市町村に協議して別に定める者	知事が参加市町村に協議して別に定める額

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第41号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号。以下「低工法」という。)農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法	(目的) 第1条 この条例は、低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号。以下「低工法」という。) <u>新産業都市建設促進法(昭和37年法律第117号。以下「新産法」という。)</u> 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)地方拠点都

律第76号。以下「地方拠点法」という。) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成4年法律第22号。以下「輸入促進法」という。) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。) 及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。) に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号) 第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

第5条 削除

(地方拠点都市地域の拠点地区における不動産取得税の不均一課税)

第6条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号。以下「分権法」という。) 第452条の規定による改正前の地方拠点法(以下「旧地方拠点法」という。) 第8条第1項に規定する承認基本計画(以下「承認基本計画」という。) に係る拠点地区(以下「承認拠点地区」という。) 内において、当該承認基本計画に係る旧地方拠点法第6条第6項の規定による承認の日(以下「承認日」という。) から起算して5年(当該期間内に承認拠点地区に該当しないこととなった地区については、当該承認日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条及び第36条の地方公共団体等を定める省令(平成5年自治省令第20号。以下「地方

市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成4年法律第22号。以下「輸入促進法」という。) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。) 及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。) に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号) 第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(新産業都市の区域における不動産取得税の不均一課税)

第5条 新産法第3条第4項の規定により新産業都市の区域として指定された区域(以下「新産業都市の区域」という。) 内において、新産業都市建設促進法施行令(昭和37年政令第304号) 第7条に規定する期間内に、同条に規定する設備(以下この条において「設備」という。) を新設し、又は増設した者に対しては、その新設し、又は増設した設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地の取得(新産法第3条第4項の規定による新産業都市の区域の指定の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。) 第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(地方拠点都市地域の拠点地区における不動産取得税の不均一課税)

第6条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号。以下「分権法」という。) 第452条の規定による改正前の地方拠点法(以下「旧地方拠点法」という。) 第8条第1項に規定する承認基本計画(以下「承認基本計画」という。) に係る拠点地区(以下「承認拠点地区」という。) 内において、当該承認基本計画に係る旧地方拠点法第6条第6項の規定による承認の日(以下「承認日」という。) から起算して5年(当該期間内に承認拠点地区に該当しないこととなった地区については、当該承認日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第12条及び第36条の地方公共団体等を定める省令(平成5年自治省令第20号。以下「地方

拠点法省令」という。)第3条第1項に規定する教養文化施設等(以下「教養文化施設等」という。)を設置した者に対しては、当該教養文化施設等の用に供する家屋(当該教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(承認日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下この条において同じ。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

(不均一課税の適用の申請)

第10条 第6条から第8条の2までの規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第6条から第8条の2までに規定する家屋(以下この項において「対象家屋」という。)又はその敷地である土地(以下この項において「対象土地」という。)の所在地

- (3) 対象家屋の取得価額
- (4) 対象家屋又は対象土地の取得年月日
- (5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第11条 正当な理由がなく、第9条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若し

拠点法省令」という。)第3条第1項に規定する教養文化施設等(以下「教養文化施設等」という。)を設置した者に対しては、当該教養文化施設等の用に供する家屋(当該教養文化施設等の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(承認日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下この条において同じ。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

2 略

(不均一課税の適用の申請)

第10条 第5条から第8条の2までの規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日から30日以内に、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第5条の規定による不均一課税 同条に規定する設備に係る工場用の建物又はその敷地である土地を事業の用に供することとなった日
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

2 前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第5条に規定する設備(以下この項において「対象設備」という。)に係る工場用の建物若しくは第6条から第8条の2までに規定する家屋(以下この項において「対象家屋」という。)又はその敷地である土地(以下この項において「対象土地」という。)の所在地

- (3) 対象設備又は対象家屋の取得価額
- (4) 対象設備、対象家屋又は対象土地の取得年月日
- (5) 略

3 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

第11条 正当な理由がなく、第9条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若し

くは申請をした者又は正当な理由がなく第9条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第6条から第8条の2までの不均一課税の規定は、適用しないものとする。

くは申請をした者又は正当な理由がなく第9条第3項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から第4条までの課税免除又は第5条から第8条の2までの不均一課税の規定は、適用しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第42号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（県民税の納税義務者等）</p> <p>第21条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法人税法第2条第6号の公益法人等（次に掲げる法人を含む。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）</p> <p>6及び7 略</p>	<p>（県民税の納税義務者等）</p> <p>第21条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法人税法第2条第6号の公益法人等（次に掲げる法人を含む。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する者に課する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人</p> <p>6及び7 略</p>

(不動産取得税の納税義務者等)

第76条 略

(不動産取得税の課税免除)

第76条の2 特定非営利活動法人が、その設立の日から6月以内(当該設立の日が鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成13年鳥取県条例第42号)の施行の前日であるときは、平成13年4月1日から当該施行の日から6月を経過する日までの間)に、専ら特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動(以下「特定非営利活動」という。)に係る事業の用に供する不動産を無償で譲り受け、かつ、当該不動産について当該期間内に所有権の保存又は移転の登記がされたときは、当該不動産の取得(知事の承認を受けたものに限る。)に対しては、不動産取得税を課さない。

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税(第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。)を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(7) 略

(8) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業

イ 児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所事業

ウ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業

エ 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業

オ 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業

カ 身体障害者福祉法第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所事業

キ 知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービス事業

ク 知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者短期入所事業

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(不動産取得税の納税義務者等)

第76条 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものであつて、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。)

ア 児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業

イ 児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所事業

ウ 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業

エ 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業

オ 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業

カ 身体障害者福祉法第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所事業

キ 知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービス事業

ク 知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者短期入所事業

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車(当該特定非営利活動法人がその設立の日から6月以内(当該設立の日が鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成13年鳥取県条例第42号)の施行の前であるときは、平成13年4月1日から当該施行の日から6月を経過する日までの間)に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに限る。)

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第7号に規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第43号

鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 展望室及び展示室</p> <p>(2) 多目的ホール及び映像シアター</p> <p>(3) 略</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第7条 知事は、タワーの管理を、物産観光センター以外の施設については財団法人鳥取県観光事業団(以下「<u>観光事業団</u>」という。)に、物産観光センターについては境港市に、それぞれ委託する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 第5条各号に掲げるタワーの施設の利用に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)は、<u>観光事業団にその収入として収受させる。</u></p> <p><u>2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 展望室及び展示室(以下「<u>展望室等</u>」という。)</p> <p>(2) 多目的ホール及び映像シアター(以下「<u>多目的ホール等</u>」という。)</p> <p>(3) 略</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第7条 知事は、タワーの管理を、物産観光センター以外の施設については財団法人鳥取県観光事業団に、物産観光センターについては境港市に、それぞれ委託する。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 第5条各号に掲げるタワーの施設の利用に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)は、<u>別表のとおりとし、財団法人鳥取県観光事業団の収入として収受させる。</u></p>

(利用料金の減免)

第9条 観光事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表(第8条関係)

1 展望室等利用料

区 分		単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	200円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき	500円
団体(20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき	400円

2 多目的ホール等利用料

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
第1多目的ホール	2,200円	4,500円	5,600円	11,200円
第2多目的ホール	1,200円	2,300円	2,900円	5,800円
第3多目的ホール	1,100円	2,200円	2,700円	5,400円
映像シアター	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円

備考

- (1) この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいい、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- (2) 多目的ホール等を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る利用料は、徴収しない。
- (3) 多目的ホール等を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

	<p>3 会議室利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,110円</td> </tr> <tr> <td>特別会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,710円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1) 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。</p> <p>(2) 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。</p> <p>4 設備利用料</p> <p>設備の価格を勘案して知事が別に定める額</p>	区 分	単 位	金 額	第1会議室	1時間につき	410円	第2会議室	1時間につき	530円	第3会議室	1時間につき	1,110円	特別会議室	1時間につき	1,710円
区 分	単 位	金 額														
第1会議室	1時間につき	410円														
第2会議室	1時間につき	530円														
第3会議室	1時間につき	1,110円														
特別会議室	1時間につき	1,710円														

(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前						
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 自然ふれあい館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、<u>観光事業団にその収入として収受させる。</u></p> <p><u>2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 <u>観光事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 自然ふれあい館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、<u>別表のとおりとし、観光事業団の収入として収受させる。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 <u>前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表(第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円
区 分		金 額					
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 200円					

	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき	500円
団体(20人 以上のもの に限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	160円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき	400円

(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用料金)</p> <p>第8条 こどもの国の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、<u>観光事業団にその収入として収受させる。</u></p> <p><u>2 利用料金は、観光事業団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 <u>観光事業団は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成11年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(利用料金)</p> <p>第8条 こどもの国の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、<u>別表のとおりとし、観光事業団の収入として収受させる。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 <u>前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日から規則で定める日の前日までの間の利用料金は、第8条の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。</u></p> <p><u>3 前項の規則で定める日から別に規則で定める日までの間の利用料金は、第8条の規定にかかわらず、別表及び附則別表を勘案して知事が別に定める額とする。</u></p>

附則別表

1 入園料

区 分		金 額
個人	中学校の生徒	1人1回につき 120円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき 230円
団体(20人 以上のもの に限る。)	中学校の生徒	1人1回につき 90円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき 180円

2 キャンプ場等利用料

区 分		金 額	
キャン プ 場	宿泊 する 場合	児童又は中学校の生徒	1人1泊につき 120円
		高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1泊につき 240円
	宿泊 しない 場合	児童又は中学校の生徒	1人1日につき 60円
		高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1日につき 120円
宿泊 施設	幼児又は児童	1人1泊につき 600円	
	中学校の生徒	1人1泊につき 670円	
	高等学校の生徒、学生又は 一般人	1人1泊につき 1,340円	
大ホ ール	基本利用	1回につき 3,000円	
	超過利用	1時間につき 700円	
プラ ネタ リウ ム	個人	児童	1人1回につき 60円
		中学校又は高等学校の 生徒	1人1回につき 120円
		学生又は一般人	1人1回につき 180円
	団体 (20 人 以 上 の も の に 限 る。)	児童	1人1回につき 50円
		中学校又は高等学校の 生徒	1人1回につき 90円
		学生又は一般人	1人1回につき 140円

備考

- この表において「幼児」とは、満4歳から小学校に入学するまでの者をいう。
- この表において「基本利用」とは3時間以下の利用をいい、「超過利用」とは3時間を超えて利用する場合の当該3時間を超える利用をいう。

3 設備利用料

原価その他の事情を勘案して知事が別に定める額

別表(第8条、附則第3項関係)

1 入園料

区 分		金 額
個人	中学校の生徒	1人1回につき 200円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき 500円
団体(20人以上のものに限る。)	中学校の生徒	1人1回につき 160円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1回につき 400円

2 キャンプ場利用料

区 分		金 額
宿泊する場合	児童又は中学校の生徒	1人1泊につき 120円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1泊につき 240円
宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	1人1日につき 60円
	高等学校の生徒、学生 又は一般人	1人1日につき 120円

3 設備利用料

原価その他の事情を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月10日から施行する。

(鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成13年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 多目的ホール、<u>映像シアター及び企画展示室</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 多目的ホール<u>及び映像シアター</u></p> <p>(3) 略</p>

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第44号

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（設置）</u> 第27条 <u>次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u> （1）及び（2）略 <u>（3）環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。</u> （4）前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務</p> <p><u>（組織）</u> 第28条 審議会は、委員<u>30人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 （1）及び（2）略 （3）関係行政機関の職員</p> <p><u>（任期）</u> 第29条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、<u>補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任</u></p>	<p><u>（所掌事務）</u> 第27条 鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）<u>は、次に掲げる事務をつかさどる。</u> （1）及び（2）略 （3）前2号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属させられた事務</p> <p><u>（組織）</u> 第28条 審議会は、委員<u>22人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 （1）及び（2）略 （3）関係行政機関の職員 <u>3 前項第3号に掲げる者のうちから任命される委員には、県の区域を管轄区域とする地方農政局、通商産業局及び地方建設局その他必要と認められる国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員を含まなければならない。</u></p> <p><u>（任期）</u> 第29条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、<u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

<p>者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p> <p>(部会)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>2 略</p> <p>(部会)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(鳥取県自然環境保全審議会条例の廃止)

2 鳥取県自然環境保全審議会条例(昭和47年鳥取県条例第41号)は、廃止する。

(審議会の委員の任期に関する経過措置)

3 この条例の施行の日以後に改正後の鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第28条第2項の規定により最初に任命される委員の任期は、同条例第29条第1項の規定にかかわらず、2年とする。

(鳥取県立自然公園条例の一部改正)

4 鳥取県立自然公園条例(昭和38年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定)</p> <p>第4条 県立自然公園は、知事が、関係市町村の長及び鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を<u>聴き</u>、区域を定めて指定する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(指定)</p> <p>第4条 県立自然公園は、知事が、関係市町村の長及び鳥取県自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の意見を<u>聞き</u>、区域を定めて指定する。</p> <p>2及び3 略</p>

(鳥取県自然環境保全条例の一部改正)

5 鳥取県自然環境保全条例(昭和49年鳥取県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、<u>鳥取県環境審議会の意見を聴かな</u>なければならない。</p> <p>4及び5 略</p>	<p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、<u>鳥取県自然環境保全審議会の意見を聴かな</u>なければならない。</p> <p>4及び5 略</p>

(指定)

第13条 略

2 略

3 知事は、県自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び鳥取県環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する県自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4～9 略

(特別地区)

第16条 略

2及び3 略

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

(1)～(8) 略

5～10 略

(指定)

第13条 略

2 略

3 知事は、県自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び鳥取県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する県自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4～9 略

(特別地区)

第16条 略

2及び3 略

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

(1)～(8) 略

5～10 略

中海地区新産業都市建設協議会特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成13年7月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第45号

中海地区新産業都市建設協議会特別会計条例を廃止する条例

中海地区新産業都市建設協議会特別会計条例(昭和43年鳥取県条例第3号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成13年7月6日から施行する。

